

国民年金

20歳になったら国民年金に加入を!



20歳以上60歳未満のすべての人が加入

国民年金は国内に住所がある20歳以上60歳未満の人が必ず加入し、納めた保険料と国の負担金で、老後や障がい者になったときなどに、生活の基本的な部分をみんなで支え合う大切な制度です。20歳になったら国民年金に加入しましょう。

国民年金に加入する被保険者の種類は1

第1号被保険者

自営業・農業などに従事している人および学生で20歳以上60歳未満の人



第2号被保険者

厚生年金保険(船員を含む)や共済組合の加入者



第3号被保険者

厚生年金保険(船員を含む)や共済組合の加入者に扶養される人

受け取る基礎年金は3種類

(平成22年度の年金額)

平成23年度の年金額は、4月以降に決まります

① 老齢基礎年金

25年以上納めて65歳から

年金額(年額) 79万2100円(月額6万6008円)

※この額は20〜60歳までの40年間、保険料を納めた満額の場合の金額です。

【受給開始時期】保険料を納めた期間や免除された期間などの合計が25年以上ある人は、65歳から受けられます。また希望により受給開始時期を月単位で繰り上げたり、繰



② 障害基礎年金

病気やけがなどで体が不自由な人

年金額(年額) 1級 99万1000円、2級 79万2100円

国民年金加入中や20歳前に初診日のある傷病で、1・2級の障がい者になったときに受けられます(一定の要件あり)。なお65歳になるまでに初診日があり、認定日に国民年金法に定める程度に該当していれば65歳を過ぎても請求できる場合があります。

18歳以下(18歳になった年

れている20歳以上60歳未満の配偶者



任意加入被保険者

・国内に住所がある60歳以上65歳未満で老齢基礎年金を受けていない人
・外国に住み、日本国籍を有する20歳以上65歳未満の人
・老齢基礎年金の受給資格を満たしていない65歳以上70歳未満の人(昭和40年4月1日以前に生まれた人に限る)
・坑内員・船員の老齢厚生年金や退職共済年金を受けている60歳未満の人



の年度末まで)の子ども、または20歳未満の障がい児を扶養している場合は、1人に付き次の額が加算されます。

2人目まで 年額22万7900円、3人目以降 年額7万5900円。

●障害基礎年金と老齢厚生年金などが併給できます

障害基礎年金を受給しながら働いて厚生年金保険料を納めた場合は65歳以降、障害基礎年金と老齢厚生年金を同時に受け取れます。

特別障害給付金制度

障害基礎年金などの受給権がない障がい者のための制度

【対象者】平成3年3月以前に学生であった期間または昭

こんなときは届け出が必要です

下表の場合は手続きが必要です。右記の必要なものをお持ちの上、国保年金課(市役所別館3階)または支所へ。

必要なもの

- 年金手帳または年金証書
 - 運転免許証など、公的機関発行の本人確認書類
 - 学生証
 - 離職票または雇用保険受給資格者証(公務員の場合は辞令書または退職証明書)
 - 委任状(代理人が申請または相談する場合)
- ※内容により必要書類が異なりますので、事前に国保年金課へお問い合わせください

会社などを辞めたとき	市内へ転入してきたとき	20歳になったとき
年金手帳をなくしたとき	死亡したとき	

配偶者が、会社を辞めたとき・健康保険の扶養から外れたとき

和61年3月以前に厚生年金・共済年金などの加入者の配偶者であった期間において、当時に国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、現在、障害基礎年金1・2級相当の障害に該当する人(支給制限あり)

第1号任意加入被保険者の皆さんへ独自の給付(平成23年度の金額)

第1号被保険者・任意加入被保険者は基礎年金のほか、次の給付を受けることができます。

③ 遺族基礎年金

夫が亡くなって子どもがいたら

年金額(年額) 79万2100円

一定の要件を満たしている被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡した場合、その人によって生計を維持されていた18歳



【対象者】平成3年3月以前に学生であった期間または昭和61年3月以前に厚生年金・共済年金などの加入者の配偶者であった期間において、当時に国民年金に任意加入してなかった期間に初診日があり、現在、障害基礎年金1・2級相当の障害に該当する人(支給制限あり)

付加年金

月額4000円の付加保険料を納めると

加算額(年額) 2000円×納めた月数

定額保険料に付加保険料(月額4000円)を上乗せして納めると、老齢基礎年金額に付加年金が加算されます。(障害年金受給者は加算はありません)

ご確認ください



転職などで加入する年金制度が変わっても、年金手帳は同じものを使い、基礎年金番号も生涯にわたり変わりません。番号の違う年金手帳をお持ちの場合は、手帳の一本化ができていくかどうかの確認を年金事務所で行ってください。そのままにしておくと、年金が受給できなくなる可能性があります。

死亡一時金

36カ月以上納めた人が亡くなったら

保険料を36カ月以上納めた人が、老齢・障害基礎年金のいずれも受け取らないまま死亡し、その遺族が遺族基礎年金または寡婦年金を受け取れない場合に支給。(一定の要件あり)

寡婦年金

夫が年金を受けずに亡くなったら

年金額 夫が受けることができなかったはずの老齢基礎年金の4分の3の額

保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25年以上ある夫が、年金を受け取らないで死亡した場合に、婚姻関係が10年以上あった妻に、60歳から65歳になるまで支給。